

伊賀市下水道処理施設維持管理業務
一 般 仕 様 書

目 次

第 1 章 総則

第 1 条 業務の範囲

第 2 条 総括責任者

第 3 条 運営期間および業務準備期間

第 2 章 運営準備等

第 4 条 施設機能の確認

第 5 条 事業実施計画

第 6 条 許認可の取得等

第 3 章 運転業務

第 7 条 流入基準

第 8 条 流入水の処理

第 9 条 流入水質が流入基準を満たさない場合

第 10 条 流入水量が流入基準を上回った場合

第 11 条 流入水の水量、水質の変化の把握

第 12 条 その他の運転に関する条件

第 13 条 引継事項

第 4 章 維持管理

第 14 条 本件施設の維持管理

第 15 条 更新等の必要性に関する報告

第 16 条 回復措置請求

第 5 章 環境計測、業務報告等

第 17 条 本件施設の環境計測

第 18 条 委託者による放流水の監視、立入検査

第 19 条 業務の報告

第 6 章 委託者の義務

第 20 条 委託費等の支払

第 21 条 緊急修繕業務

第 7 章 損害賠償

第 22 条 損害賠償

第 23 条 責任範囲

第 8 章 仕様終了

第 24 条 期間満了による終了

第 9 章 その他

第 25 条 不可抗力

第 26 条 経費の負担

第 27 条 雑則

第 1 章 総則

第 1 条 業務の範囲

- 1 委託者は、受託者に対し、本仕様書に基づき、別紙 1-1～1-6 に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）の運営（以下「本件業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。
- 2 受託者の業務範囲は以下の各号に記載された業務およびその他別紙 2 に記載された業務とする。
 - (1) 本件施設の運転。ただし、別紙 3-1～3-6 に定める放流水質仕様基準、第 12 条第 1 項に定める汚泥に関する基準および同条 2 項に定める運転に関する条件を遵守するものとする。
 - (2) 本件施設の維持管理。ただし、別紙 4 に定める維持管理要求水準を遵守するものとする。
 - (3) 環境計測、業務報告等、その他の管理業務。
- 3 受託者は、本仕様書で定められた範囲内において、人員配置、運転方法、使用機材、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

第 2 条 総括責任者及び副総括責任者の選任

- 1 受託者は、総括責任者及び副総括責任者を選任し、委託者に届けなければならない。
- 2 総括責任者及び副総括責任者の職務及び資格、実績については下記とおりとする。
 - (1) 総括責任者は現場の最高責任者として従業員の指揮監督を行う。
下水道処理施設管理技士又は下水道法施行令 15 条の 3 で定める資格を有すること。
かつ、標準活性汚泥法及び OD 法の方式の浄化センターにおいて 3 年以上の実務経験を有し、なおかつ 1 年以上の副総括責任者の実務経験があること。
 - (2) 副総括責任者は総括責任者の補佐及び代行ができるものとする。
下水道処理施設管理技士又は下水道法施行令 15 条の 3 で定める資格を有すること。
かつ、標準活性汚泥法及び OD 法の方式の浄化センターにおいて 3 年以上の実務経験を有すること。

第 3 条 運営期間および業務準備期間

- 1 業務期間は、令和 3 年 4 月 1 日より令和 6 年 3 月 31 日までとする。
- 2 運営期間は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「運営開始日」という。）0 時 00 分より令和 6 年 3 月 31 日（以下「運営期間満了日」という。）24 時 00 分までとする。また、仕様締結日から運営開始日の前日までを業務準備のための期間（以下「業務準備期間」という。）とし、受託者の費用により、第 2 章に規定された業務開始のための準備を行うものとする。
- 3 作業時間は年間を通し、土、日、祝日及び 12 月 30 日から翌年 1 月 3 日までを除いた日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、行うものとする。
- 4 前項に関らず、受託者が作業に必要と認めた場合は、この時間を超えて作業を行わなければならない。

第 2 章 運営準備等

第 4 条 施設機能の確認

- 1 受託者は、本仕様書締結に先立ち、受託者選定の際に委託者が配布した仕様書等の内容が、

別紙 4 に定める維持管理要求水準を満たしていることを確認する。

- 2 受託者は、委託者に対して、仕様書等の内容が別紙 4 に定める維持管理要求水準を満たしていないこと、また、本件施設の状況が仕様書等に一致していない場合は、委託者と協議し速やかに必要な処置を講じるものとする。

第 5 条 事業実施計画

- 1 受託者は、運営開始日の 5 日前までに、その費用により、本仕様書等に記載された条件を満たす事業実施計画を作成し、委託者に提出するものとする。事業実施計画には別紙 5 に定める事項を記載しなければならない。
- 2 受託者は、事業実施計画に基づき本件業務を実施するものとする。委託者が、事業実施計画に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、委託者は受託者に説明を求めるものとする。その結果、委託者が、事業実施計画に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正（事業実施計画の変更を含む）を求めることができる。
- 3 受託者が事業実施計画の変更を希望する場合、受託者は、変更の 5 日前までに変更理由および変更内容を委託者に提出するものとする。

第 6 条 許認可の取得等

- 1 受託者は、法令上別紙 6 に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
- 2 受託者は、委託者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。
- 3 前項のほか、受託者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して使用する。

第 3 章 運転業務

第 7 条 流入基準

委託者は、流入水の水量および水質が、別紙 7-1～7-3 の流入基準を満たすよう、下水道管理者として可能な限りの努力を行うものとする。

第 8 条 流入水の処理

- 1 受託者は、流入水を別紙 3-1～3-6 に定める放流水質仕様基準に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第 9 条第 2 項または第 10 条第 2 項において、受託者が責任を負わない旨規定されている場合を除く。
- 2 前条の流入基準を満たしている場合、別紙 3-1～3-6 に定める放流水質仕様基準または放流水質法定基準を達成できなかったときは、別紙 8 に基づき、委託者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は改善計画書の提出を命じられてから 3 日以内に改善計画書を委託者に提出し、速やかに委託者の確認を受けるものとする。受託者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 3 前条の流入基準を満たしている場合、放流水質仕様基準または放流水質法定基準が満たされなかったときは、委託者は、別紙 8 および別紙 15 に規定された基準にしたがい委託費の減額、本仕様書の解除、損害賠償の請求および違約金の請求をすることができる。また、別紙 8 に示す、予め委託者が指定した「やむを得ない事態」による場合、これに基づきサービス対価の

減額、本仕様書の解除、損害賠償の請求または違約金の請求を行うことはできないものとする。また、受託者は、委託者に対し、「やむを得ない事態」により受託者に生じた追加費用（受託者の故意もしくは過失により生じまたは増加した費用を除く）を請求することができるものとする。

第 9 条 流入水質が流入基準を満たさない場合

- 1 流入水が、水質に関する流入基準を満たさなかった場合、流入基準未達が別紙 9 に示す水質に係る未達として列挙されたものであるときは、第 8 条の規定を準用する。
- 2 流入基準未達が別紙 9 に示す水質に係る未達として列挙されたもの以外である場合、放流水が放流水質仕様基準または放流水質法定基準を満たしていないときも、受託者は責任を負わないものとする。ただし、受託者が本条第 3 項に違反した場合または受託者に故意または過失がある場合はこの限りではない。
- 3 前項の場合、受託者は、放流水質仕様基準または放流水質法定基準を満たすことができるよう努めるものとし、委託者から指示がある場合はそれに従う。

第 10 条 流入水量が流入基準を上回った場合

- 1 流入水が、水量に関する流入基準を上回った場合（さらに流入水質も流入基準を満たさない場合も含む）、受託者は、別紙 9 に従い対応するものとする。
- 2 前項の場合においては、放流水が放流水質仕様基準を満たさない場合においても、受託者は責任を負わず、これを理由に委託費は減額されないものとする。ただし、受託者が前項の対応方法に従わなかった場合または受託者に故意または重過失がある場合はこの限りではない。

第 11 条 流入水の水量、水質の変化の把握

- 1 受託者は、流入水量および水質の監視を行い、流入水の水量または水質が別紙 7 の範囲を逸脱している場合、速やかに委託者に報告するものとする。
- 2 委託者は、流入水量および水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受託者に通知するものとする。

第 12 条 その他の運転に関する条件

- 1 流入水の処理に伴い発生する汚泥の処理は、別紙 10 に定めるところによる。
- 2 前項の条件を満たしていない場合、第 8 条の第 2 項および第 3 項を準用する。

第 13 条 引継事項

- 1 受託者は、業務開始後 1 ヶ月以内に、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（本仕様書の終了または解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、別紙 11 に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、本仕様書が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。受託者は、引継事項を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。
- 2 委託者は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、また、受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 3 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

第 4 章 維持管理

第 14 条 本件施設の維持管理

受託者は、以下に記載された本件施設の維持管理業務を行うものとする。

- (1) 別紙 2 に記載された範囲内における点検及び調整、消耗品の交換
- (2) その他の本件施設の維持管理

第 15 条 更新等の必要性に関する報告

本件施設において、設備の更新または補修の必要が生じた場合、受託者は、委託者に対し、補修または更新が必要である設備の現況およびその理由を速やかに書面により報告するものとする。

第 16 条 回復措置請求

- 1 第 18 条第 2 項に規定する施設機能の評価の結果、第 14 条に規定された維持管理がなされていないと委託者が判断した場合、委託者は、違反内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は、改善計画書の提出を命じられてから 5 日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。受託者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 2 委託者は、前項の期限内に受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、または、改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。
- 3 受託者は、回復措置請求の全部または一部に不服がある場合、委託者に対し、前項の書面の交付を受けた後 5 日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部または一部の撤回を求めるものとする。
- 4 委託者は、前項の書面を受領した後 5 日以内に、受託者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、委託者および受託者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から 10 日以内に相手方に対して提出するものとする。
- 6 前項によっても意見が一致しない場合、委託者および受託者は、専門家による仲裁を請求することができる。仲裁人は、委託者および受託者と利害関係を有せず、かつ本件業務について十分な知識を有する者の中から、委託者および受託者が 1 名ずつ選任し、選任された仲裁人が協議によりさらに 1 名を選任する。仲裁は、3 名の仲裁人による多数決により行うものとする。仲裁に要する費用は自らが選任した仲裁人については各自が負担するものとし、仲裁人により選任された仲裁人については、その主張が認められなかった当事者が負担するものとする。
- 7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。
- 8 委託者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考える場合、本条第 3 項から第 5 項に規定された手続きがなされ、または、本条第 6 項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受託者に命じることができる。ただし、本条第 3 項から第 5 項に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、または、本条第 6 項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、委託者はこれによって受託者に生じた損害を賠償するものとする。

第 5 章 環境計測、業務報告等

第 17 条 本件施設の環境計測

受託者は、放流水が別紙 3-1～3-6 に示す放流水質仕様基準、別紙 10 に示す要件を満たしているかを確認するため、別紙 12 に示す計測を行う。計測の結果、別紙 4 に示す放流水質仕様基準、別紙 10 に示す要件を満たしていない場合、受託者は別紙 8 に規定された措置を行うものとする。

第 18 条 委託者による放流水の監視、立入検査

- 1 委託者は、随時、自らの費用で、自らまたは本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、水質検査その他環境計測を行うことができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。
- 2 委託者は、随時、自ら、または、本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、施設の機能について検査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力する義務を負う。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。
- 3 委託者（委託者から委託を受けた機関を含む。）は、前項の施設機能の検査または受託者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受託者に通知をした上で施設へ立ち入ること、また、適宜受託者に説明を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

第 19 条 業務の報告

- 1 受託者は、本件施設の点検および第 17 条に規定する環境計測の結果について、別紙 13 に従い日誌を作成する。受託者は、委託者から請求があった場合、速やかに日誌を委託者に提出するものとする。
- 2 受託者は、月報および年報を作成し、委託者に提出する。月報および年報に記載すべき事項は別紙 13 によるものとし、様式は、受託者の提案に基づき、委託者が承認するところによる。
- 3 委託者は、日誌、月報および年報の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 4 受託者は、作成した日誌を、仕様期間終了後委託者に提出するものとする。

第 6 章 委託者の義務

第 20 条 委託費等の支払

- 1 委託者（委託者から委託を受けた機関を含む）は、前条第 2 項の月報を受領したときは、受領した日から 10 日以内に月報の内容を確認する。
- 2 受託者は、対象月の流入水量や放流水質仕様基準等の達成状況等をもとに、各月の委託費（本仕様上受託者が委託者に請求できる費用を含む）の支払いを翌月の 15 日（ただし銀行営業日（銀行が営業することを義務付けられている日をいう。以下同様）でない場合、直近の銀行営業日とする）までに請求する。
- 3 委託費は固定費および変動費から構成される。ただし、受託者が本仕様に違反した場合、別紙 15 に従いこれらを減額することができるものとする。

第 21 条 修繕業務

- 1 修繕 1 件あたりの費用が 30 万円（税込み）未満の修繕・役務（ポンプ修繕・交換、タイマー修繕・交換等）において、受託者が実施し、履行期間の総額は別紙 2 に示す金額とする。ただし、金額は、受託者の見積もりを勘案して、委託者が判断する。
- 2 修繕とは、機器等の正常な運転等を確保するために行う定期的な保守及び突発的な故障等に対応する修繕を行う。

また、点検により設備等が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられた場合には、修繕等の適切な方法（修理、交換、分解整備及び調整等）によって対応する。
- 3 受託者は、緊急の場合を除き事前に委託者と修繕内容を協議して承諾を得てから実施する。また、修繕中に不測の事態があった場合は速やかに委託者に連絡すること。

また、修繕等の対応（修理、交換、分解整備及び調整等）を行う場合は、必ず記録を残し、毎月委託者に報告する。また、委託者から要請があれば速やかに提示できるようにしておく。
- 4 受託者は、緊急の必要がある場合（設備等の損傷等により、放流水質に対し著しい影響等が発生する恐れがある場合）には、委託者の承諾後、前項の規定にかかわらず、必要最低限の更新もしくは修繕を行うものとし、費用の分担については別途協議によるものとする。

第 7 章 損害賠償

第 22 条 損害賠償

- 1 受託者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受託者は委託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 第 8 条第 3 項に定める場合（準用される場合も含む）
 - (2) 前各号の他受託者の本仕様の規定への違反その他受託者の責に帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合
- 2 委託者の責に帰すべき事由により、次に該当する事由が生じた場合、委託者は受託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

委託者の本仕様の規定への違反その他委託者の責に帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合
- 3 受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責に帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができる。
- 4 委託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、委託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責に帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受託者は委託者に対して求償権を行使することができる。
- 5 受託者は、別紙 16 に示す保険に加入するものとする。
- 6 本仕様は、第三者に対して別紙 3 に示す放流水質仕様基準による放流を保証するものではない。

第 23 条 責任範囲

委託者及び受託者の責任範囲については別紙 17 に従うものとする。

第 8 章 仕様終了

第 24 条 期間満了による終了

期間満了により終了した場合、受託者は以下の義務を負う。

- (1) 受託者は、新たに施設を運転する者に対し、本件施設が維持管理要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項を交付するものとする。
- (2) 新たに施設を運転する者に対し、仕様終了の 30 日前から引継ぎ研修に協力をする事。

第 9 章 その他

第 25 条 不可抗力

- 1 暴風、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の前想を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、委託者および受託者の責に帰することができない事由（流入水質および流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む）により、本件施設の運営が著しく困難となった場合または本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意または重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。
- 2 暴風、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の前想を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、委託者および受託者の責に帰することができない事由（流入水質および流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む）により本件施設が損傷した場合、委託者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受託者の故意または重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合または防止することが可能であつた損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。

第 26 条 経費の負担

受託者が業務履行上、負担する経費は、別紙 14 に定めるものとする。それ以外は委託者の負担とする。

第 27 条 雑則

受託者は、本件業務の実施に当たり、別紙 18 に示す関連法令等を遵守する。

別紙目次

別紙 1-1 対象施設（上野新都市浄化センター）	1
別紙 1-2 対象施設（上野新都市産業汚水処理施設）	4
別紙 1-3 対象施設（柘植浄化センター）	5
別紙 1-4 対象施設（せせらぎ浄化センター）	8
別紙 1-5 対象施設（希望ヶ丘浄化センター）	12
別紙 1-6 対象施設（壬生野東部浄化センター）	14
別紙 1-7 対象施設（島ヶ原浄化センター）	17
別紙 2 業務範囲	19
別紙 3-1 放流水質基準（上野新都市浄化センター）	21
別紙 3-2 放流水質基準（上野新都市産業汚水処理施設）	22
別紙 3-3 放流水質基準（柘植浄化センター）	23
別紙 3-4 放流水質基準（せせらぎ浄化センター）	24
別紙 3-5 放流水質基準（希望ヶ丘浄化センター）	25
別紙 3-6 放流水質基準（壬生野東部浄化センター）	26
別紙 3-7 放流水質基準（島ヶ原浄化センター）	27
別紙 4 維持管理要求水準	28
別紙 5 事業実施計画	29
別紙 6 有資格者に関する条件	31
別紙 7-1 流入基準（上野新都市浄化センター）	32
別紙 7-2 流入基準（上野新都市産業汚水処理施設）	33
別紙 7-3 流入基準（柘植浄化センター）	34
別紙 7-4 流入基準（せせらぎ浄化センター）	35
別紙 7-5 流入基準（希望ヶ丘浄化センター）	36
別紙 7-6 流入基準（壬生野東部浄化センター）	37
別紙 7-7 流入基準（島ヶ原浄化センター）	38
別紙 8 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応	39
別紙 9 流入基準未達の場合の対応方法	40
別紙 10 汚泥に関する基準	41
別紙 11 引継事項	42
別紙 12 本件施設の環境計測	43
別紙 13 業務日誌、月報および年報の記載内容	57
別紙 14 経費の負担	58
別紙 15 委託費減額の計算方法	59
別紙 16 保険	60
別紙 17 責任範囲	61
別紙 18 遵守すべき関連法令、条例等	62

別紙 1-1 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

上野新都市浄化センター

所在地 : 伊賀市ゆめが丘七丁目 1 番地の 1
処理方式 : 活性汚泥法 (2 段循環変法)
処理能力 : 現 有 : 日最大 3,267 m³/日
全体計画 : 日最大 4,900 m³/日
主要設備 : 別表 1-1 参照

2 マンホールポンプ場

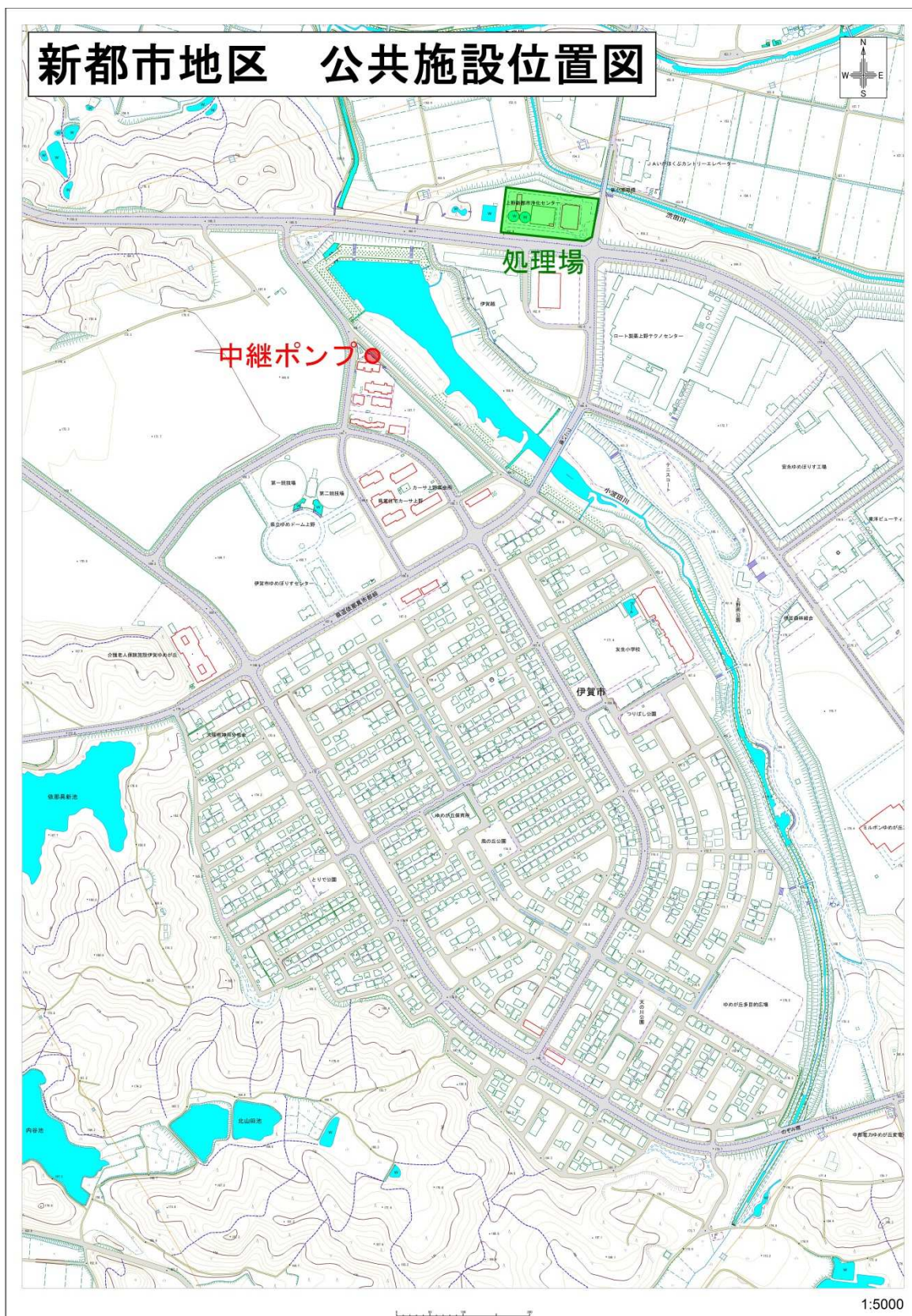
所在地 : 別図 1-1 参照
対象施設 : 1 施設

別表 1-1

【上野新都市浄化センター主要設備一覧表】

- 1 沈砂池設備
流入ゲート、除塵機
- 2 主ポンプ設備
主ポンプ、ポンプ井攪拌機
- 3 最初沈殿池設備
初沈污泥掻寄機、初沈污泥引抜ポンプ、初沈污泥引抜弁、床排水ポンプ
- 4 送風機・反応槽設備
送風機、攪拌装置、曝気装置、池排水ポンプ、床排水ポンプ
- 5 最終沈殿池設備
返送沈殿ポンプ、返送污泥引抜弁、余剰污泥ポンプ、余剰污泥引抜弁、終沈污泥掻寄機、水処理スカム排水ポンプ、床排水ポンプ
- 6 脱臭設備
水処理脱臭ファン、污泥処理脱臭ファン
- 7 給水設備
砂ろ過給水ポンプ、污泥処理給水ポンプ、雑用水給水ポンプ、消泡ポンプ
- 8 砂ろ過装置
砂ろ過装置、砂ろ過コンプレッサー、オートストレーナー、床排水ポンプ
- 9 滅菌設備
次亜鉛貯留タンク、次亜鉛注入ポンプ
- 10 空気調和設備
室外ユニット、給気ファン、排気ファン
- 11 計装設備
初沈引抜污泥濃度、DO 計、MLSS 計、返送污泥濃度計、UV 計、電磁流量計
- 12 受変電設備
引抜受電盤、動力変圧器 (300KVA)、低圧分岐盤、コンデンサー
- 13 自家発電装置
発電機、ディーゼルエンジン、燃料小出槽、蓄電池設備
- 14 污泥濃縮設備
濃度污泥槽、污泥掻寄機、濃縮污泥引抜ポンプ、濃縮污泥引抜弁
- 15 污泥脱臭設備
污泥脱水機、ケーキ搬送装置、污泥供給ポンプ、污泥貯留槽攪拌機、ケーキホッパー、薬品貯留溶解槽 (攪拌機)、薬品供給機、薬液供給ポンプ、ろ布洗浄水ポンプ、上水給水装置コンプレッサー (除湿機・圧力タンク)
- 16 污泥造粒設備
助剤供給ポンプ、助剤タンク、污泥調質槽 (攪拌機)、造粒濃縮槽 (攪拌機)、污泥移送ポンプ
- 17 マンホールポンプ設備
マンホールポンプ槽、水中ポンプ、制御盤 (操作盤)、遠方通報装置

別表 1-1



別紙 1-2 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

上野新都市産業污水处理施設

所在地 : 伊賀市ゆめが丘七丁目 1 番地の 1

処理方式 : 礫間接触法

処理能力 : 日最大 2,542 m³/日

【上野新都市産業污水处理施設主要設備一覧表】

1 主ポンプ設備

揚水ポンプ

別紙 1-3 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

柘植浄化センター

所在地 : 伊賀市上村 2290 番地
処理方式 : オキシデーションディッチ法
処理能力 : 日最大 2,740 m³/日
主要設備 : 別表 1-2 参照

2 マンホールポンプ場

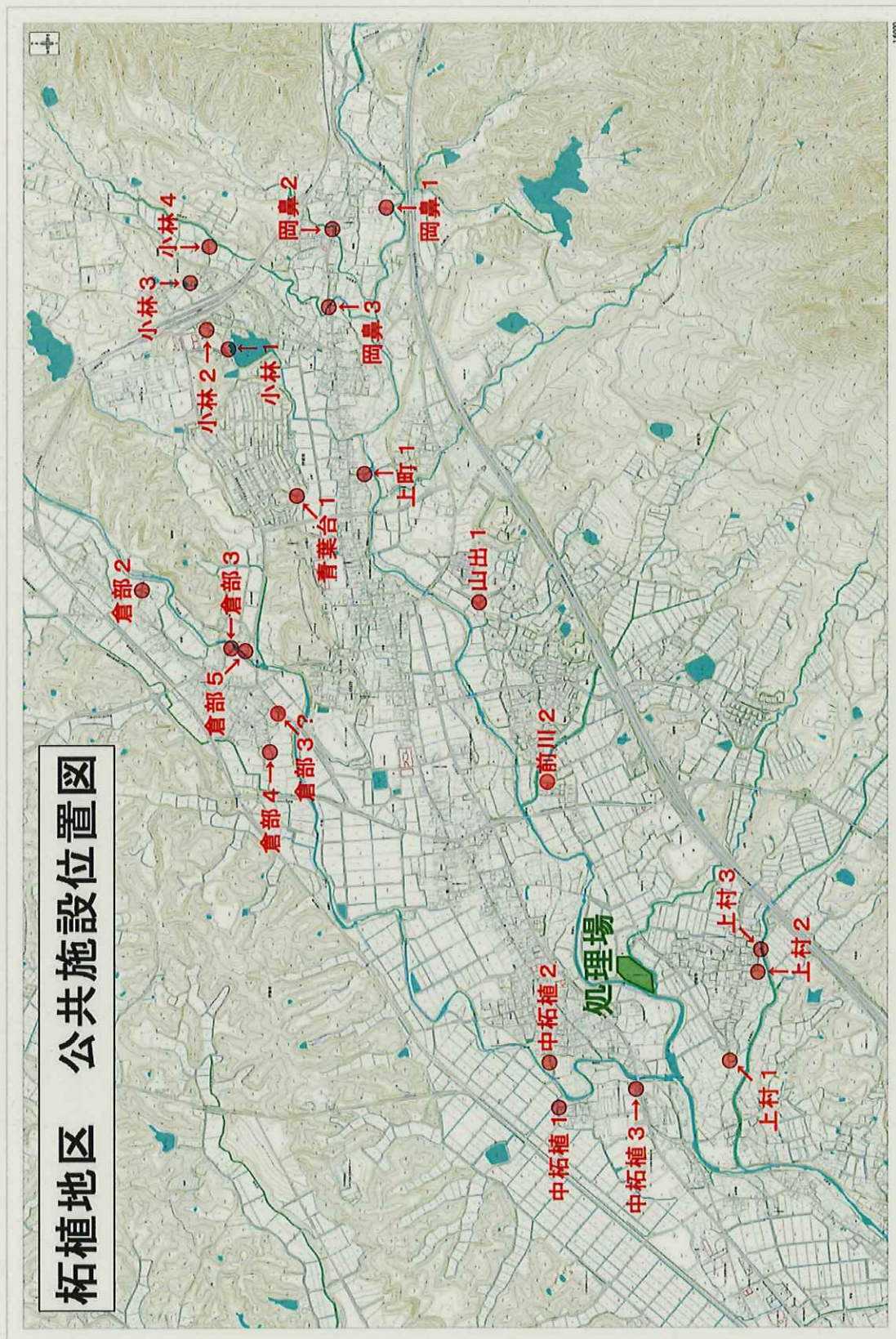
所在地 : 別図 1-2 参照
対象施設 : 2 2 施設

別表 1-3

【柘植浄化センター主要設備一覧】

- 1) 主ポンプ設備
主ポンプ、スクリーンユニット、分配可動堰、流入ポンプ吊上げ装置
- 2) オキシデーションディッチ設備
ばっ気装置、流出可動堰
- 3) 最終沈殿池設備
汚泥掻寄機、汚泥引抜ポンプ、余剰汚泥ポンプ、スカムかご、スカムかご吊上げ装置、
管廊床排水ポンプ
- 4) 砂濾過設備
濾過器、濾過原水ポンプ、オートストレーナー、逆洗用空気圧縮機、汚泥移送
ポンプ、チェーンブロック、床排水ポンプ、用水ポンプ、貯水槽送水ポンプ
- 5) 消毒設備
次亜貯留タンク、次亜注入ポンプ
- 6) 給水設備
給水ユニット
- 7) 汚泥濃縮設備
汚泥掻寄機、濃縮汚泥ポンプ、スカムスキマー
- 8) 脱水設備
汚泥貯留槽攪拌器、破碎機、汚泥供給ポンプ、汚泥脱水機、脱水機用チェーン
ブロック、ケーキホッパー、薬品溶解タンク、薬品供給器、薬品供給ポンプ、
空気圧縮機、除湿器、床排水ポンプ
- 9) 脱臭設備
エリミネーター、吸引ファン、吸着塔、薬品搬入用ホイスト
- 10) 受変電設備
PAS、受電盤、配電盤、無停電電源装置
- 11) 自家発電設備
エンジン、発電機、燃料小出槽、始動用バッテリー、発電機盤、移動式発電機
- 12) 計装設備
流入ポンプ井水位計、返送汚泥・余剰汚泥・放流流量計、返送汚泥濃縮度計、
汚泥供給・薬品供給量計、供給汚泥濃度計、ケーキホッパー重量計
- 13) 付帯設備
照明設備、換気設備、空調機

別図1-3



別紙 1-4 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

せせらぎ浄化センター

所在地 : 伊賀市西之澤 2395 番地
処理方式 : 土壌被覆型礫間接触酸化法
処理能力 : 現 有 日最大 1,400 m³/日
全体計画 4,200 m³/日
主要設備 : 別表 1-3 参照

2 中継ポンプ場

河合下出中継ポンプ場

所在地 : 伊賀市円徳院 1909-2
排水能力 : 1.16 m³/分

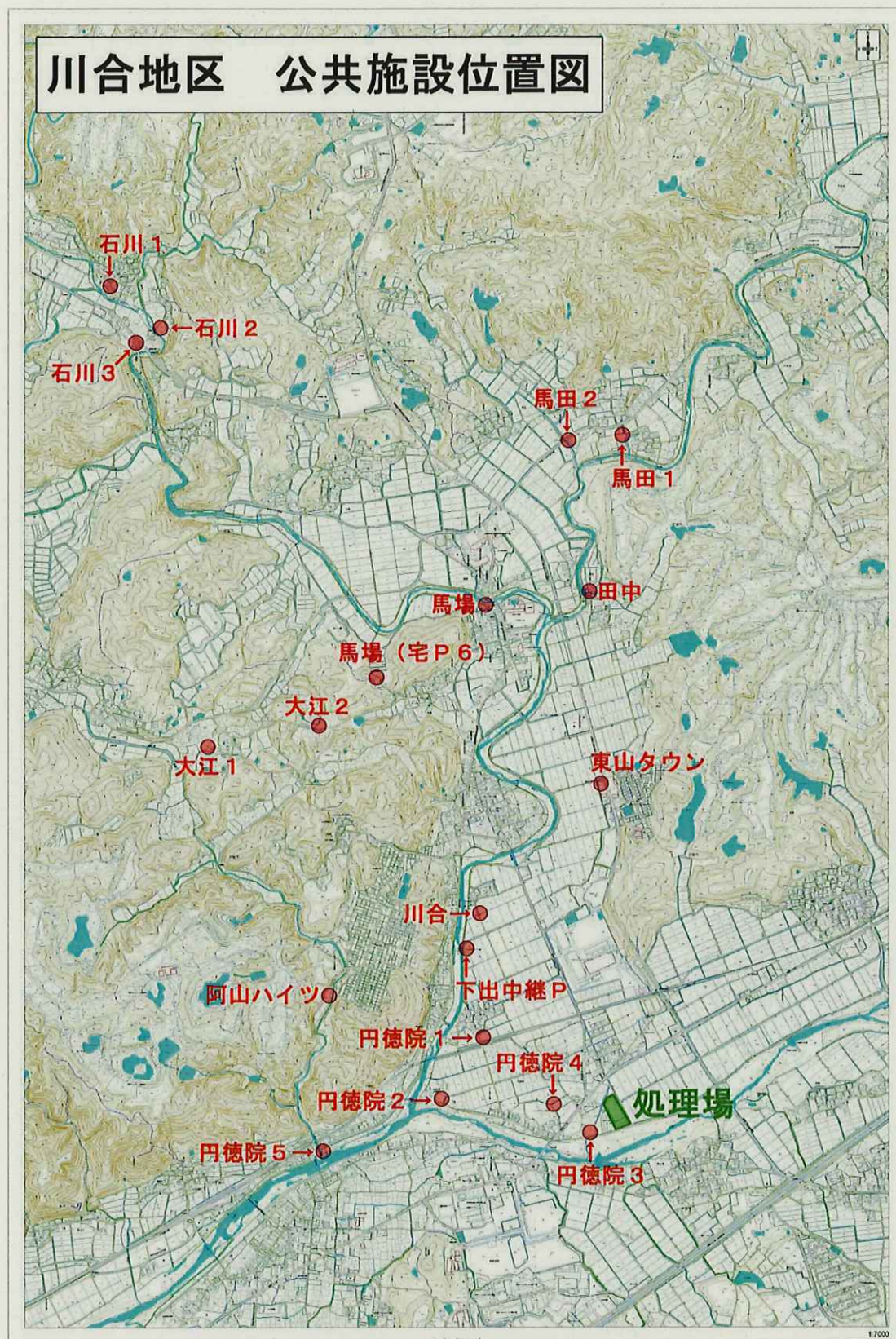
3 マンホールポンプ場

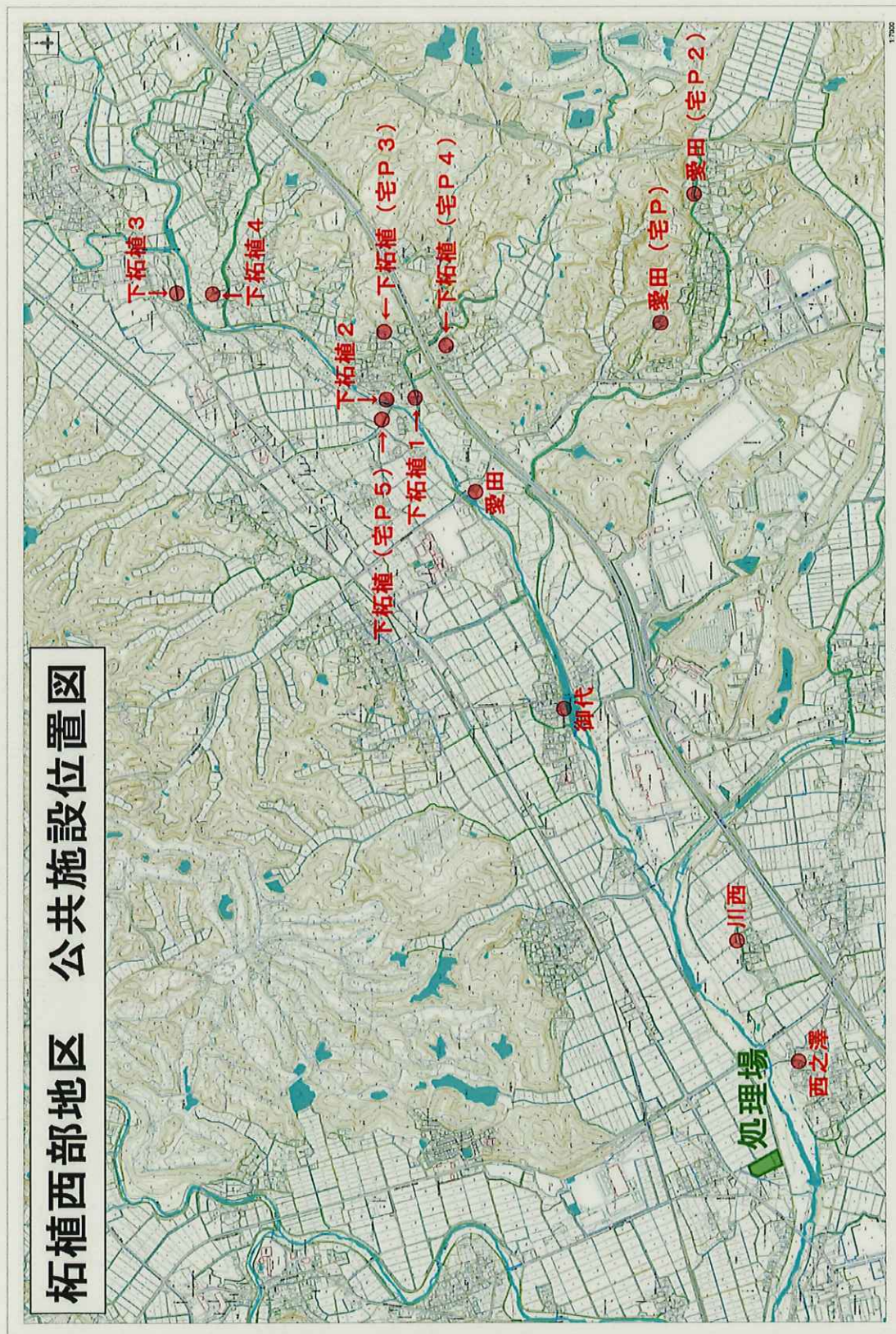
所在地 : 別図 1-3, 別図 1-4 参照
対象施設 : 27 施設

別表 1-4

【せせらぎ浄化センター主要設備一覧】

- 1) 主ポンプ設備
主ポンプ、脱水機付自動荒目スクリーン
- 2) 水処理設備
ブロワ、汚泥引抜ポンプ
- 3) 消毒設備
固形塩素滅菌器
- 4) 給水設備
給水ユニット
- 5) 汚泥貯留槽設備
汚泥ポンプ
- 6) 脱水設備
破砕機付汚泥供給ポンプ、ヴァルーツ汚泥脱水機、薬品溶解タンク、薬品供給機、薬品供給ポンプ
- 7) 脱臭設備
吸引ファン、土壌脱臭床
- 8) 受変電設備
受電盤、配電盤、無停電電源装置
- 9) 自家発電設備
エンジン、発電機、燃料小出槽、始動用バッテリー
- 10) 計装設備
計装設備 1 式
- 11) 付帯設備
照明設備、換気設備、空調機





別紙 1-5 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

希望ヶ丘浄化センター

所在地 : 伊賀市山畑 132 番地
処理方式 : 土壌被覆型礫間接触酸化法
処理能力 : 現 有 日最大 800 m³/日
全体計画 日最大 1,100 m³/日
主要設備 : 別表 1-4 参照

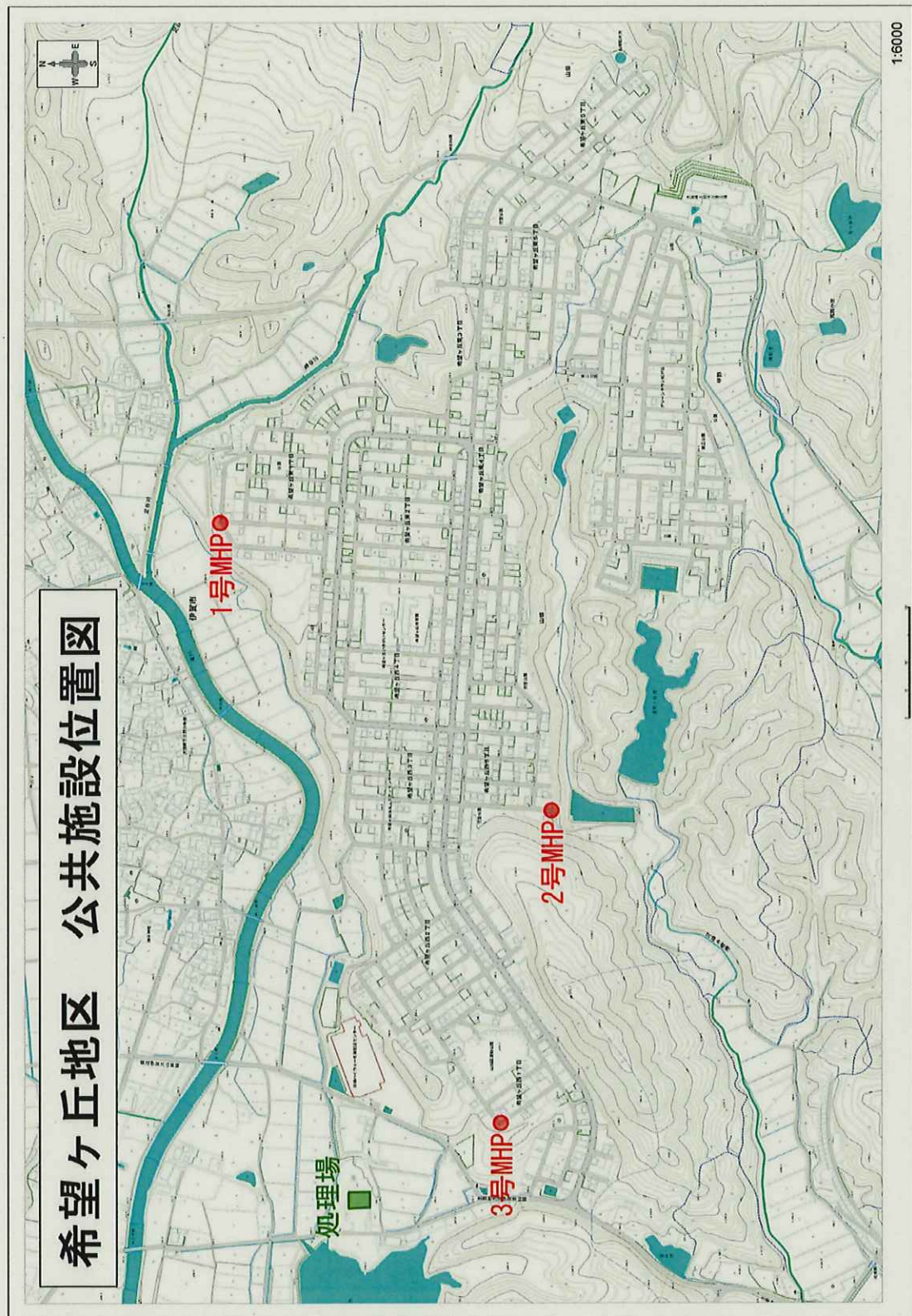
2 マンホールポンプ場

所在地 : 別図 1-5 参照
対象施設 : 3 施設

【希望ヶ丘浄化センター主要設備一覧】

- 1) 原水ポンプ設備
流入ゲート、原水ポンプ、脱水機付自動荒目スクリーン
- 2) 水処理設備
ブロワ、送気流量計、汚泥引抜ポンプ、床排水ポンプ
- 3) 消毒設備
固形塩素滅菌器
- 4) 給水設備
給水ユニット
- 5) 汚泥貯留槽設備
ブロワ、汚泥貯留槽攪拌機、汚泥移送ポンプ
- 6) 脱水設備
両性高分子原液貯留タンク・攪拌機・移送ポンプ、両性高分子溶解タンク・攪拌機・注入ポンプ、ポリ鉄貯留タンク・注入ポンプ、汚泥脱水機、逆先空気流量計、逆先ポンプ
- 7) 脱臭設備
吸引ファン、土壌脱臭床
- 8) 受変電設備
PAS、受電盤、配電盤、無停電電源装置
- 9) 計装設備
原水流入量計、汚泥供給流量計
- 10) 付帯設備
スプリンクラー、照明設備、換気設備、空調機

別図 1-5



別紙 1-6 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

壬生野東部浄化センター

所 在 地 : 伊賀市川東 123-1
処理方式 : オキシデーションディッチ法
処理能力 : 日最大 389 m³/日
主要設備 : 別表 1-5 参照

2 マンホールポンプ場

所 在 地 : 別図 1-6 参照
対象施設 : 3 施設

別表 1-6

【壬生野東部浄化センター主要設備一覧】

1 壬生野東部浄化センター

1) 前処理設備

自動荒目スクリーン、破砕機、細目スクリーン

2) 原水槽設備

原水ポンプ、非常用エンジンポンプ

3) 流量調整槽設備

水中攪拌ポンプ、流量調整ポンプ、自動微細目スクリーン、しき脱水機

4) オキシデーションディッチ設備

ばっ気装置、流出ゲート

5) 沈殿槽設備

汚泥掻寄機、汚泥引抜ポンプ

6) 砂濾過装置設備

散水ポンプ、濾過ポンプ、砂濾過装置、原水流量計、逆先水流量計

逆先空気流量計、逆先ポンプ

7) 消毒設備

固形塩素消毒器

8) 放流ポンプ槽設備

放流ポンプ

9) 汚泥処理設備

脱離液ポンプ、汚泥脱水機、汚泥供給ポンプ、脱水助剤タンク、脱水助剤攪拌機

脱水助剤注入ポンプ、ケーキホッパー、可搬式汚泥ポンプ

10) 脱臭装置設備

脱臭装置、脱臭ファン

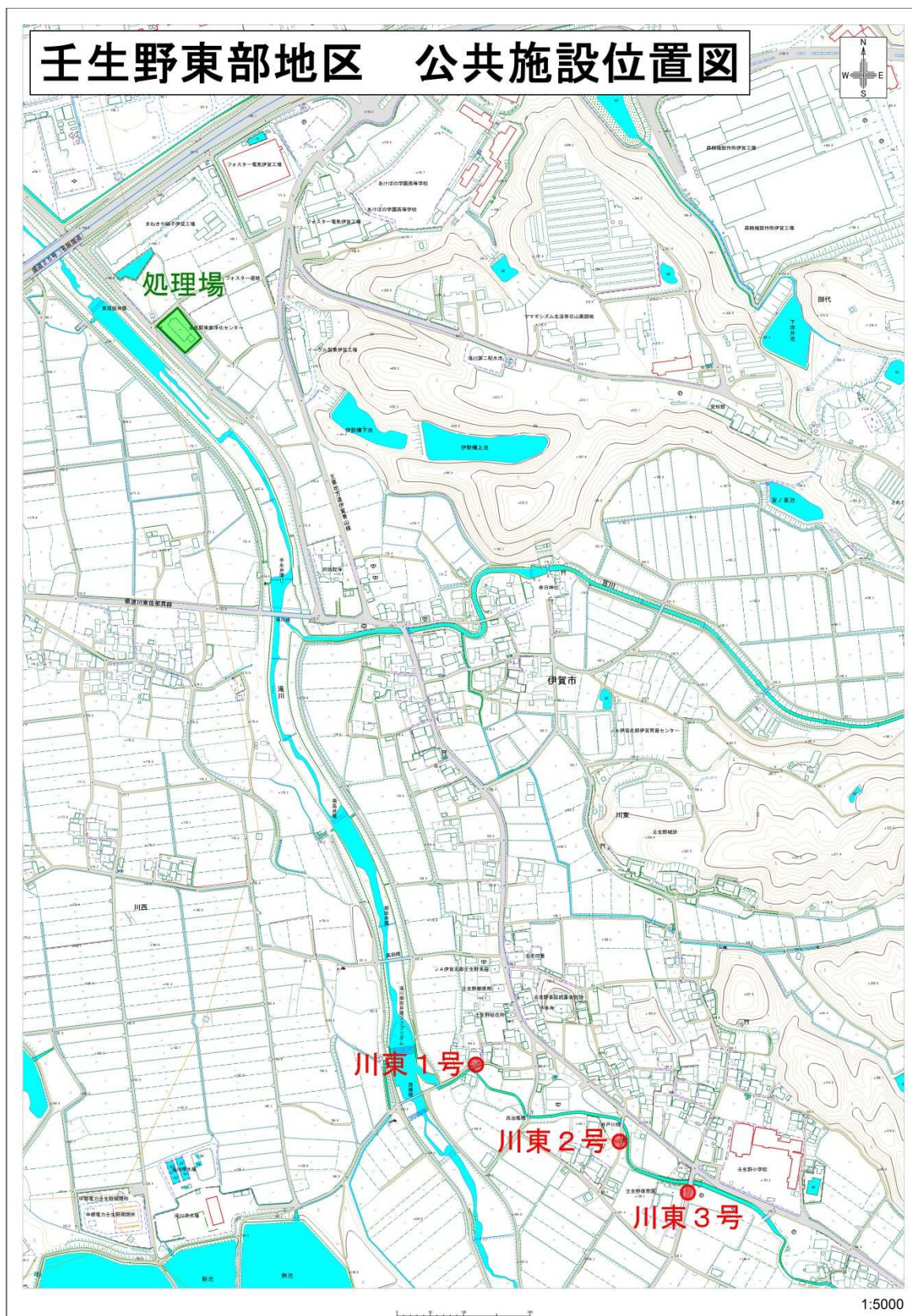
11) ポンプ室排水設備

床排水ポンプ

12) 給水設備

給水ユニット

別図 1-6



別紙 1-7 対象施設

施設の名称・所在地

1 下水処理場

島ヶ原浄化センター

所在地 : 伊賀市島ヶ原 6800 番地の 2
処理方式 : オキシデーションディッチ法
処理能力 : 日最大 1,000 m³/日
主要設備 : 別表 1-5 参照

2 マンホールポンプ場

所在地 : 別図 1-6 参照
対象施設 : 37 施設

【島ヶ原下水道施設主要設備一覧】

1 島ヶ原浄化センター

1) 汚水ポンプ・除塵機設備

汚水ポンプ・除塵機

2) オキシデーションディッチ

スクリー式機械型曝気装置、消泡装置

3) 最終沈殿池設備

終沈汚泥ポンプ、汚泥掻寄機

4) 給水設備

給水ポンプ、回転ドラム式ろ過装置

5) 滅菌設備

固形塩素接触装置

6) 受変設備

高圧真空遮断器、断路器、変圧器、蓄電池

7) 計装設備

電磁流量計、UV 計

8) 自家発電設備

ディーゼル機関、発電機、燃料小出槽

9) 汚泥脱水設備

汚泥脱水機、定量フィーダ、汚泥供給ポンプ、ポリ鉄注入ポンプ、
薬品注入ポンプ、凝集剤貯留槽

別図 1-7



別紙 2 業務範囲

受託者の行う業務範囲は、以下のとおりとする。業務実施方針を事業実施計画書に明記すること。

(1) 運転管理業務

流入水の処理に必要な施設の運転操作および監視

- 1) 薬品、燃料、消耗品等の管理
- 2) 脱水汚泥の搬出、処分の計画

(2) 保守点検業務

別紙 1 に示す設備等の正常な運転を確保するために必要な以下の業務（保守、点検および点検によって発見された軽微な異常個所について正常状態に復帰させる為に行う調整、設備の消耗品の交換等の業務）

中継ポンプ場点検回数月 1 回以上とする。

マンホールポンプ場（点検 月 1 回以上）

- 1) 日常点検
- 2) 定期点検
- 3) 臨時点検
- 4) 定期自主点検
- 5) 簡易な故障修理
- 6) 点検設備等周辺の清掃

(3) 環境計測業務

処理場の適正な維持管理のために行う環境計測に関する業務

別紙 1 2 別表 2-1 ～ 2-4（環境計測項目）の網掛け項目については、第三者の分析期間（計量法に基づく登録を受けた環境計量証明事業所）に委託すること。

(4) 事務業務

庶務一般業務に係わる作業に必要な業務

- 1) 委託者との打合せ、報告
- 2) 記録の整理、文書等の作成（事業実施計画書、運転データ、保守・点検記録、薬品使用量、汚泥運搬記録データの作成）
- 3) 委託者の業務分析等に必要なデータの提供
- 4) 事務室内の整理、整頓等
- 5) 見学者への対応

(5) その他

- 1) 公共料金（電気、水道、電話）については、委託者にて直接支払うが不要な消費は厳に慎み適切な管理を行うこと。
- 2) 電熱の有効利用は、当該収入により財政負担を軽減する効果もあるので、提案し委託者の承認を受け実施するものとする。
- 3) 受託者は、委託者が所有する事務室や各種工具等の物品を使用する場合には、委託者が貸与する事務室や物品の内容を明確にするとともに、貸与の条件は無償とする。

(6) 修繕業務

修繕業務は、消耗品交換を実施し施設を現状水準に維持する点検調整以外で、経年劣化により老朽化、損傷した施設を現状水準に復旧するために行うものである。なお、修繕業務については、1件あたり税込み30万円未満、1施設当り下表金額の範囲を受注金額に含んでいる。

委託者と事前に修繕方法・費用等を協議し、修繕の完了については、施行前、施行中、完了時の状況が確認できる写真および試験調整、診断結果などを添えた修繕完了報告書を委託者に提出し、確認を受けなければならない。

また、修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないよう、同等品以上の品質・出来形となるものを受託者の責任において選定し、適切に施行しなければならない。

施設名称	計上金額（税抜）
上野新都市浄化センター	500,000円
柘植浄化センター	500,000円
せせらぎ浄化センター	500,000円
希望ヶ丘浄化センター	300,000円
島ヶ原浄化センター	500,000円
壬生野東部浄化センター	300,000円

注) 施設には、下水処理場だけでなく中継ポンプ場やマンホールポンプ場を含むものとする。

別紙 3-1 放流水質基準

上野新都市浄化センター

1 性能基準

図表 1 性能基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	10 mg/l 以下	10 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	9.5 mg/l 以下	9.5 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

別紙 3-2 放流水質基準

上野新都市産業污水处理施設

1 法定基準

図表 1 法定基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	20 mg/l 以下	70 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	19 mg/l 以下	67 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

別紙 3-3 放流水質基準

柘植浄化センター

1 性能基準

図表 1 性能基準値

	PH	BOD	SS	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	10 mg/l 以下	15 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	PH	BOD	SS	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	9.5 mg/l 以下	14 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

別紙 3-4 放流水質基準

せせらぎ浄化センター

1 性能基準

図表 1 性能基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	15 mg/l 以下	10 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	15 mg/l 以下	10 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準 B O D, S Sにつ いては 2 ヶ月平 均値とする

別紙 3-5 放流水質基準

希望ヶ丘浄化センター

1 法定基準

図表 1 法定基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	10 mg/l 以下	10 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	10 mg/l 以下	10 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準 B O D, S Sにつ いては 2 ヶ月平 均値とする

別紙 3-6 放流水質基準

壬生野東部浄化センター

1 性能基準

図表 1 性能基準値

	PH	BOD	SS	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	20 mg/l 以下	30 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	PH	BOD	SS	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	19 mg/l 以下	29 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

別紙 3-7 放流水質基準

島ヶ原浄化センター

1 性能基準

図表 1 性能基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
遵守 基準値	5.8 以上 8.6 未満	10 mg/l 以下	20 mg/l 以下	3,000 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

2 仕様基準

法令等で定められた基準よりも厳しい値を仕様上の基準とし、より良好な水質のほう流水を目指すものとする。

基準値は図表 2 のとおりとする。

図表 2 仕様基準値

	P H	B O D	S S	大腸菌群数	その他の項目
目標 基準値	5.8 以上 8.6 未満	9.5 mg/l 以下	19 mg/l 以下	2,850 個/ml 以下	水質汚濁防止法 に基づく排水基 準

別紙 4 維持管理要求水準

受託者は、本施設の機能が劣化しないよう日常的な保守点検等を実施し、施設を正常な状態に維持する。歩廊や手摺りなど錆びやすい部位についても補修塗装を施し、常に錆の発生を防止する。

契約期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態となるよう、適切な点検、整備等を行うこと。

建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

別紙 5 事業実施計画

1 受託者は、本業務を実施するにあたって、運転管理業務及び維持管理業務の内容を網羅した維持管理実施計画書を以下に示す時期に作成し、委託者の承諾を得る。

(維持管理実施計画の構成)

名称		対象期間	作成時期
維持管理実施計画	年間維持管理実施基本計画	1 年間	委託開始 5 日前
	月間維持管理実施計画	1 ヶ月	各月、7 日前

2 年間維持管理実施基本計画書（1 年間）

(1) 実施方針

(2) 業務体制

(3) 安全管理体制

(4) ユーティリティの調達、使用の方法

(5) 運転管理計画

1) 運転管理計画（水処理施設及び汚泥処理施設）

年間を通じた運転指標等運転管理の総括的事項

組織・人員の配置と氏名（経験及び資格）（必要に応じて下請け関係を含む）危機管理における連絡先の確認

2) 水質管理計画

水質試験等の予定及びその他の特記事項

3) 保守点検計画

日常点検、定期点検の予定及びその他特記事項

4) 修繕実施計画

修繕の予定及びその他特記事項

5) 脱水汚泥及び濃縮汚泥搬出計画

脱水汚泥及び濃縮汚泥搬出の予定及び量及びその他特記事項

(6) 維持管理計画

(7) 緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合やその他緊急の場合の対応手順を、以下のような場合について、各々具体的に記載すること。

- ・大雨時の対応
- ・悪質排水の流入時の対応
- ・その他、自然災害等の不可抗力時の対応
- ・設備異常時の対応方法

(8) 必要に応じ、その他受託者が提案する事項

(9) 受託者が提案する事項については、次のとおり取り扱う。

施設の改造は原則として認めない。しかし、業務の効率性や安全性の向上のための軽微な改良や追加等は、委託者が要請した場合に速やかに原状回復が可能であること、設置、撤去等これに要する一切の費用が受託者の負担であることを条件として認める。

なお、計画書は内容を十分精査し提出すること。（各計画書において機器名称統一など構成に

十分注意し作成すること。)

3 修繕業務への対応

全ての電気設備、機械設備、建築設備の修繕（一件当たりの金額が一定額以下のもの）が必要となった場合の対応手順を、具体的に記載すること。

別紙6 有資格者に関する条件

【会社に求める資格】

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりである。

- 1 職長・安全衛生責任者教育修了者
(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第12の2に規定する資格者)

【各施設に専任で求める資格】

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりである。

- 1 下水道処理施設管理技士あるいは下水道管理技術認定試験(処理施設)の合格者 又は第3種下水道技術検定合格者(壬生野東部浄化センターを除く)
(下水道法(昭和33年法律第79号)第22条第2項に規定する資格者)
- 2 浄化槽技術管理者(壬生野東部浄化センターに限る)
(浄化槽法施行令(抄)(平成13年政令第310号)第1条に規定する資格者)

【現場に求める資格(兼任を認める)】

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりである。

- 1 危険物取扱者乙種4類
(消防法(昭和23年法律第186号)第13条に規定する資格者)
- 2 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
(労働安全衛生法第14条に規定する資格者)
- 3 クレーン運転の業務に係る特別教育修了者
(労働安全衛生法第61条に規定する資格者)
- 4 玉掛け技能講習修了者
(労働安全衛生法第61条に規定する資格者)
- 5 第二種電気工事士
(電気工事法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する資格者)

別紙 7-1 流入基準

上野新都市浄化センター

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	3,267 m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	200 mg/ l 未満
S S (mg/ l)	200 mg/ l 未満
全窒素 (mg/ l)	40 mg/ l 未満
全リン (mg/ l)	4.3 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

3 流入予測水量

運営期間中の流入予測有収水量は、以下のとおりである。

図表 5 流入予測水量

年 度	水 量	備 考
平成 30 年度	761,540 m ³ /年	実績
令和元年度	773,357 m ³ /年	実績
令和 2 年度	767,968 m ³ /年	予測
令和 3 年度	763,012 m ³ /年	予測
令和 4 年度	760,590 m ³ /年	予測
令和 5 年度	760,241 m ³ /年	予測

別紙 7-2 流入基準

上野新都市産業汚水処理施設

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
計画流入水量 (m ³ /日)	2,542m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	20 mg/ l 未満 (5 日間)
S S (mg/ l)	60 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

別紙 7-3 流入基準

柘植浄化センター

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	2,740 m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	200 mg/ l 未満
S S (mg/ l)	210 mg/ l 未満
全窒素 (mg/ l)	63 mg/ l 未満
全リン (mg/ l)	5.7 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

3 流入予測水量

運営期間中の流入予測有収水量は、以下のとおりである。

図表 5 流入予測水量

年 度	水 量	備 考
平成 30 年度	403,229 (m ³ /年)	実績
令和元年度	409,999 (m ³ /年)	実績
令和 2 年度	396,778 (m ³ /年)	予測
令和 3 年度	381,989 (m ³ /年)	予測
令和 4 年度	372,172 (m ³ /年)	予測
令和 5 年度	363,340 (m ³ /年)	予測

別紙 7-4 流入基準

せせらぎ浄化センター

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	1,400 m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	220 mg/ l 未満
S S (mg/ l)	200 mg/ l 未満
全窒素 (mg/ l)	74 mg/ l 未満
全リン (mg/ l)	6.8 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

3 流入予測水量

運営期間中の流入予測有収水量は、以下のとおりである。

図表 5 流入予測水量

年 度	水 量	備 考
平成 30 年度	668,499 (m ³ /年)	実績
令和元年度	665,010 (m ³ /年)	実績
令和 2 年度	681,031 (m ³ /年)	予測
令和 3 年度	688,536 (m ³ /年)	予測
令和 4 年度	700,012 (m ³ /年)	予測
令和 5 年度	713,451 (m ³ /年)	予測

別紙 7-5 流入基準

希望ヶ丘浄化センター

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	800 m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	220 mg/ l 未満
S S (mg/ l)	170 mg/ l 未満
全窒素 (mg/ l)	66 mg/ l 未満
全リン (mg/ l)	6.3 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

3 流入予測水量

運営期間中の流入予測有収水量は、以下のとおりである。

図表 5 流入予測水量

年 度	水 量	備 考
平成 30 年度	121,752 (m ³ /年)	実績
令和元年度	110,333 (m ³ /年)	実績
令和 2 年度	117,613 (m ³ /年)	予測
令和 3 年度	110,907 (m ³ /年)	予測
令和 4 年度	108,017 (m ³ /年)	予測
令和 5 年度	105,412 (m ³ /年)	予測

別紙 7-6 流入基準

壬生野東部浄化センター

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	389 m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	200 mg/ l 未満
S S (mg/ l)	200 mg/ l 未満
全窒素 (mg/ l)	70 mg/ l 未満
全リン (mg/ l)	8.3 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

3 流入予測水量

運営期間中の流入予測有収水量は、以下のとおりである。

図表 5 流入予測水量

年 度	水 量	備 考
平成 30 年度	96,182 (m ³ /年)	実績
令和元年度	98,933 (m ³ /年)	実績
令和 2 年度	96,702 (m ³ /年)	予測
令和 3 年度	93,852 (m ³ /年)	予測
令和 4 年度	92,267 (m ³ /年)	予測
令和 5 年度	90,932 (m ³ /年)	予測

別紙 7-7 流入基準

島ヶ原浄化センター

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

図表 3 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	1,000 m ³ /日以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

図表 4 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
p H	5 以上 9 未満
B O D (mg/ l)	180 mg/ l 未満
S S (mg/ l)	200 mg/ l 未満
全窒素 (mg/ l)	55 mg/ l 未満
全リン (mg/ l)	6.1 mg/ l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

3 流入予測水量

運営期間中の流入予測有収水量は、以下のとおりである。

図表 5 流入予測水量

年 度	水 量	備 考
平成 30 年度	116,741 (m ³ /年)	実績
令和元年度	115,214 (m ³ /年)	実績
令和 2 年度	115,236 (m ³ /年)	予測
令和 3 年度	112,970 (m ³ /年)	予測
令和 4 年度	111,844 (m ³ /年)	予測
令和 5 年度	110,990 (m ³ /年)	予測

別紙 8 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

処理水の水質が、別紙 3-1～3-7 に示す放流水質基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

第 1 段階：未達の確認、報告

- ・ 受託者は、環境計測により放流水質が仕様基準または法定基準を満たしていないことを把握したら、速やかに委託者に報告する。

第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 仕様基準未達の場合には、受託者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行い、法定基準未達の場合には、委託者の指導、監督に従い、未達の原因究明や改善措置を行う。
- ・ 流入水が流入基準を満たしている場合は、一般仕様書第 8 条第 2 項に基づき、受託者は改善計画書を作成、提出し、改善措置を実施する。この場合、原因究明、改善計画書の作成および実施にかかる費用は、受託者が負担する。また、環境計量証明事業所による計測を自らの負担で実施し、改善措置の効果により放流水質基準を満足できるようになるまで、改善状況を委託者に報告する。

第 3 段階：委託費の減額

- ・ 流入水が原因であり、かつ、受託者が適正な運転管理を行っていたと認められる場合および「やむを得ない事態」による場合を除き、放流水質基準を達成できなかったときは、別紙 15 のとおり委託費を減額する。

第 4 段階：違約金

- ・ 流入水が原因であり、かつ、受託者が適正な運転管理を行っていたと認められる場合および「やむを得ない事態」による場合を除き、法定基準を達成できない状態が 10 日以上継続する場合、または改善計画書が期限内に提出されない場合もしくは改善計画書通りに業務を行わない場合、受託者は、一般仕様書第 8 条第 3 項に基づき、定められた違約金を支払う。

なお、やむを得ない事態としては、以下を想定する。

- 1) 対応不可能な悪質流入水が、流入した場合

別紙 9 流入基準未達の場合の対応方法

- 1 別紙 7-1～7-7に定める流入基準を満たさない流入水が流入した場合であっても、対応可能な悪質流入水や、対象施設において対応可能な範囲内の雨天時浸入水等については、対応可能な範囲内の雨天時浸入水等として以下に定めるケースについては、対応可能な流入基準未達であるとし、受託者が適切な措置をとって対応すること。
- 2 対応可能な悪質流入水が流入した時や、台風等、想定を超える大量降雨の場合等は、不可抗力とし、施設の運転・維持管理について委託者の指示に従うこと。

(1) 対応可能な悪質流入水

対応可能な悪質流入水は、以下のとおりとし、流入ゲートにおける流入水の臭気、色や P Hの監視の結果、上記に示すものが流入水に混入していることが判明した場合、受託者は下記の物質がエアレーションタンクへ流入しないよう必要な措置をとるとともに、速やかに委託者に報告するものとする。

- ・大量の油（臭気または色で識別できる範囲のもの）
- ・大量の強酸性または強アルカリ性の薬品（P H計にて検出できる範囲のもの）
- ・大量のきょう雑物

(2) 対応可能である雨天時浸入水等

雨時には、以下の対応を取る。

- ・受託者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うものとする。
- ・受託者は、流入水の水量が別紙 7-1～7-7に示す日最大流入水量を上回った場合であっても、対応できる場合は、適切な運転により、処理を行うとともに、速やかに委託者に報告するものとする。なお、上記の措置で対応できない大雨の場合、不可抗力とする。

別紙 10 汚泥に関する事項

脱水汚泥の処分については、廃掃法に則った基準を適用する。受託者は、脱水汚泥を以下の基準項目に適合させるよう処理する。

月間報告書などに記載する日常の含水率は、施設稼働時に最低 1 回以上測定し、その平均を求めた測定値をもって契約基準の判定を行う。

(廃掃法及び下法に基づき、測定値を満足すべき自主基準)

(契約基準)

浄化センター名	項目		契約基準値
上野新都市浄化センター	脱水汚泥	含水率	85.0%以下
柘植浄化センター	脱水汚泥	含水率	85.0%以下
せせらぎ浄化センター	脱水汚泥	含水率	85.0%以下
希望ヶ丘浄化センター	脱水汚泥	含水率	85.0%以下
壬生野東部浄化センター	脱水汚泥	含水率	85.0%以下
島ヶ原浄化センター	脱水汚泥	含水率	85.0%以下

別紙 11 引継事項

引継事項は、契約終了後に受託者が変更となった場合に、円滑に当該施設の運転管理を引継ぐための事項を示した資料で、受託者が運営期間を通じて整備するものである。委託者は、引継事項が適切に文書化されているかどうかの確認のため、施設機能の確認等において引継事項の提示や説明を求めることができるほか、いつでも引継事項の内容を確認することができるものとする。受託者が変わる場合には、期間満了による、期間途中の解約によるかにかかわらず、引継事項は次の受託者に引き渡されるものとする。

引継事項

受託者は運営期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。文書は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受託者が把握できるような内容とする。以下の項目に沿って記載すること。

- 1) 総合運転したときの機能の発揮状況
- 2) 諸機械の振動、異音等の状態
- 3) 計装設備の調節状況
- 4) 運転上の特別な操作
- 5) その他留意事項

別紙 12 本件施設の環境計測

受託者が別紙 3・1～3・7，10 に規定された基準を満たしているかを確認するため、あるいは日常的な運転管理等のために別表 2・1～2・4 に示す環境計測を行うものとする。また、環境計測を行った日時、箇所、分析結果等については、これを記録し、委託者に文書で報告するとともに、5 年間保存すること。

別表 2-1 【上野新都市浄化センター】

【水質試験業務】

施 設 別 の 試 験 項 目

施設名	流入口	エアレーションタンク		最終沈殿池	塩素混和池
採取場所	流入マンホール	混合液	返送汚泥	流出口	流出口
気 温	○				
水 温	○	○	○	○	○
外 観	○	○	○	○	○
透視度	○			○	○
P H	○	○	○	○	○
S V		○	○		
残留塩素					○
S S		○	○		
汚泥界面				○	
NH ₄				○	

内訳一水質1

上野新都市浄化センター水質分析内訳

令和3年～5年度

項 目	4月／10月		5月／11月		6月／12月		7月／1月		8月／2月		9月／3月		5月	年 間	
	前 後		前 後		前 後		前 後		前 後		前 後		前	合 計	
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	ケー
カドミウム及びその化合物				○									○	2	1
シアン化合物				○									○	2	1
有機燐化合物 ※1				○									○	2	1
鉛及びその化合物				○									○	2	1
六価クロム化合物				○									○	2	1
砒素及びその化合物				○									○	2	1
水銀及びアルキル水銀 ※2				○									○	2	1
アルキル水銀化合物				○									○	2	1
ポリ塩化ビフェニル				○									○	2	1
トリクロロエチレン				○									○	2	1
テトラクロロエチレン				○									○	2	1
ジクロロメタン				○									○	2	1
四塩化炭素				○									○	2	1
1,2-ジクロロエタン				○									○	2	1
1,1-ジクロロエチレン				○									○	2	1
シス-1,2-ジクロロエチレン				○									○	2	1
1,1,1-トリクロロエタン				○									○	2	1
1,1,2-トリクロロエタン				○									○	2	1
1,3-ジクロロプロペン				○									○	2	1
チウラム				○									○	2	1
シマジン				○									○	2	1
チオベンカルブ				○									○	2	1
ベンゼン				○									○	2	1
セレン及びその化合物				○									○	2	1
ほう素及びその化合物				○										2	
ふっ素及びその化合物				○										2	
アンモニア性窒素			○	○			○	○			○	○		12	
亜硝酸性窒素			○	○			○	○			○	○		12	
硝酸性窒素			○	○			○	○			○	○		12	
有機性窒素 ※3			○	○			○	○			○	○		12	
1,4-ジオキサン				○									○	2	1
生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
化学的酸素要求量(COD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	
浮遊物質(SS)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
フェノール類含有量				○										2	
銅含有量				○										2	
亜鉛含有量				○										2	
溶解性鉄含有量				○										2	
溶解性マンガン含有量				○										2	
クロム含有量				○										2	
大腸菌群数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26	
窒素含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
燐含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
リン酸イオン			○	○			○	○			○	○		12	
塩素イオン			○				○				○			6	
蒸発残留物			○	○			○	○			○	○		12	
強熱残留物			○	○			○	○			○	○		12	
強熱減量			○	○			○	○			○	○		12	
MLVSS			○				○				○			6	

※1 バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメチン及びEPNIに限る。 ※2 その他の水銀化合物を含む。 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

別表 2-2 【上野新都市産業汚水処理施設】

【水質試験業務】

施 設 別 の 試 験 項 目

施設名	ポンプピット	礫間接触酸化槽	塩素混和池
採取場所	流入口	観測井出口	流出口
気 温	○		
水 温	○	○	○
外 観	○	○	○
透視度	○	○	○
P H	○	○	○
残留塩素			○
堆積汚泥量		○	

上野新都市産業汚水処理施設水質分析内訳

令和3年～5年度

※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。 ※2 その他の水銀化合物を含む。

別表 2-3

対象施設：柘植浄化センター・島ヶ原浄化センター

【水質試験業務】

施 設 別 の 試 験 項 目

試料名 項目	流入水	OD 槽 混合液	返送汚泥	最終沈殿槽	放流水
色相	○	○	○	○	○
臭気	○	○	○	○	○
水温	○	○	○	○	○
透視度	○			○	○
pH	○	○	○	○	○
残留塩素					○
SS		○	○		
SV		○	○		
SVI		○	○		
汚泥界面				○	
NH ₄				○	

内訳一水質3

柘植浄化センター水質検査内訳

令和3年～5年度

項 目	4月／10月		5月／11月		6月／12月		7月／1月		8月／2月		9月／3月		5月	年 間	合 計		
	前		後		前		後		前		後		前	ケ－キ			
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入			放流	脱水ケ－キ
カドミウム及びその化合物				○										○	2	1	
シアン化合物				○										○	2	1	
有機燐化合物 ※1				○										○	2	1	
鉛及びその化合物				○										○	2	1	
六価クロム化合物				○										○	2	1	
砒素及びその化合物				○										○	2	1	
水銀及びアルキル水銀 ※2				○										○	2	1	
アルキル水銀化合物				○										○	2	1	
ポリ塩化ビフェニル				○										○	2	1	
トリクロロエチレン				○										○	2	1	
テトラクロロエチレン				○										○	2	1	
ジクロロメタン				○										○	2	1	
四塩化炭素				○										○	2	1	
1,2-ジクロロエタン				○										○	2	1	
1,1-ジクロロエチレン				○										○	2	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン				○										○	2	1	
1,1,1-トリクロロエタン				○										○	2	1	
1,1,2-トリクロロエタン				○										○	2	1	
1,3-ジクロロプロペン				○										○	2	1	
チウラム				○										○	2	1	
シマジン				○										○	2	1	
チオベンカルブ				○										○	2	1	
ベンゼン				○										○	2	1	
セレン及びその化合物				○										○	2	1	
ほう素及びその化合物				○											2		
ふっ素及びその化合物				○											2		
アンモニア性窒素				○	○				○	○			○	○		12	
亜硝酸性窒素				○	○				○	○			○	○		12	
硝酸性窒素				○	○				○	○			○	○		12	
有機性窒素 ※3				○	○				○	○			○	○		12	
1,4-ジオキサン				○											○	2	1
生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		36
化学的酸素要求量(COD)	○	○		○	○			○	○			○	○				24
浮遊物質(SS)	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		36
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		36
n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		36
フェノール類含有量				○													2
銅含有量				○													2
亜鉛含有量				○													2
溶解性鉄含有量				○													2
溶解性マンガン含有量				○													2
クロム含有量				○													2
大腸菌群数		○		○	○	○		○		○		○		○	○		26
窒素含有量	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		36
燐含有量	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		36
リン酸イオン				○	○				○	○				○	○		12
塩素イオン				○					○					○			6
蒸発残留物				○	○				○	○				○	○		12
強熱残留物				○	○				○	○				○	○		12
強熱減量				○	○				○	○				○	○		12
MLVSS				○					○					○			6

※1 ハラチオン、メチルハラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。 ※2 その他の水銀化合物を含む。 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

※1 バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメチン及びEPNIに限る。 ※2 その他の水銀化合物を含む。 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

内訳－水質8

島ヶ原浄化センター水質分析内訳

令和3年～5年度

項 目	4月／10月				5月／11月				6月／12月				7月／1月				8月／2月				9月／3月				5月		年 間	
	前		後		前		後		前		後		前		後		前		後		前		後		前		合 計	
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	脱水	ケーキ	ケーキ	ケーキ
カドミウム及びその化合物							○																		○		2	1
シアン化合物							○																		○		2	1
有機燐化合物 ※1							○																		○		2	1
鉛及びその化合物							○																		○		2	1
六価クロム化合物							○																		○		2	1
砒素及びその化合物							○																		○		2	1
水銀及びアルキル水銀 ※2							○																		○		2	1
アルキル水銀化合物							○																		○		2	1
ポリ塩化ビフェニル							○																		○		2	1
トリクロロエチレン							○																		○		2	1
テトラクロロエチレン							○																		○		2	1
ジクロロメタン							○																		○		2	1
四塩化炭素							○																		○		2	1
1,2-ジクロロエタン							○																		○		2	1
1,1-ジクロロエチレン							○																		○		2	1
シス-1,2-ジクロロエチレン							○																		○		2	1
1,1,1-トリクロロエタン							○																		○		2	1
1,1,2-トリクロロエタン							○																		○		2	1
1,3-ジクロロプロペン							○																		○		2	1
チウラム							○																		○		2	1
シマジン							○																		○		2	1
チオベンカルブ							○																		○		2	1
ベンゼン							○																		○		2	1
セレン及びその化合物							○																		○		2	1
ほう素及びその化合物							○																				2	
ふっ素及びその化合物							○																				2	
アンモニア性窒素						○	○					○	○						○	○							12	
亜硝酸性窒素						○	○					○	○						○	○							12	
硝酸性窒素						○	○					○	○						○	○							12	
有機性窒素 ※3						○	○					○	○						○	○							12	
生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○			36	
1,4-ジオキサン							○																		○		2	1
化学的酸素要求量(COD)	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○				24	
浮遊物質(SS)	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○				36	
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○				36	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○				36	
フェノール類含有量							○																				2	
銅含有量							○																				2	
亜鉛含有量							○																				2	
溶解性鉄含有量							○																				2	
溶解性マンガン含有量							○																				2	
クロム含有量							○																				2	
大腸菌群数		○		○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○				26	
窒素含有量	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○				36	
炭含有量	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○				36	
リン酸イオン					○	○						○	○						○	○							12	
塩素イオン					○							○							○								6	
蒸発残留物					○	○						○	○						○	○							12	
強熱残留物					○	○						○	○						○	○							12	
強熱減量					○	○						○	○						○	○							12	
MLVSS						○							○								○						6	

※1 バラチオン、メチルバラチオン、メチルシトロン及びEPNIに限る。 ※2 その他の水銀化合物を含む。 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

別表 2-4

対象施設：せせらぎ浄化センター・希望ヶ丘浄化センター

【水質試験業務】

施 設 別 の 試 験 項 目

試料名 項目	流入水	沈殿接触 ろ過槽	放流水
色相	○	○	○
臭気	○	○	○
水温	○	○	○
透視度	○	○	○
pH	○	○	○
残留塩素			○
NH ₄		○	

内訳－水質4

せせらぎ浄化センター水質検査内訳

令和3年～5年度

項 目	4月／10月		5月／11月		6月／12月		7月／1月		8月／2月		9月／3月		5月	年 間		
	前 後		前 後		前 後		前 後		前 後		前 後		前	合 計		
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	脱水ターキ	ケーキ
カドミウム及びその化合物				○										○	2	1
シアン化合物				○										○	2	1
有機燐化合物 ※1				○										○	2	1
鉛及びその化合物				○										○	2	1
六価クロム化合物				○										○	2	1
砒素及びその化合物				○										○	2	1
水銀及びアルキル水銀 ※2				○										○	2	1
アルキル水銀化合物				○										○	2	1
ポリ塩化ビフェニル				○										○	2	1
トリクロロエチレン				○										○	2	1
テトラクロロエチレン				○										○	2	1
ジクロロメタン				○										○	2	1
四塩化炭素				○										○	2	1
1,2-ジクロロエタン				○										○	2	1
1,1-ジクロロエチレン				○										○	2	1
シス-1,2-ジクロロエチレン				○										○	2	1
1,1,1-トリクロロエタン				○										○	2	1
1,1,2-トリクロロエタン				○										○	2	1
1,3-ジクロロプロペン				○										○	2	1
チウラム				○										○	2	1
シマジン				○										○	2	1
チオベンカルブ				○										○	2	1
ベンゼン				○										○	2	1
セレン及びその化合物				○										○	2	1
ほう素及びその化合物				○											2	
ふっ素及びその化合物				○											2	
アンモニア性窒素				○	○			○	○				○	○		12
亜硝酸性窒素				○	○			○	○				○	○		12
硝酸性窒素				○	○			○	○				○	○		12
有機性窒素 ※3				○	○			○	○				○	○		12
1,4-ジオキサン				○										○	2	1
生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		36
化学的酸素要求量(COD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24
浮遊物質(SS)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		36
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		36
n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		36
フェノール類含有量				○												2
銅含有量				○												2
亜鉛含有量				○												2
溶解性鉄含有量				○												2
溶解性マンガ含有量				○												2
クロム含有量				○												2
大腸菌群数		○		○	○	○		○		○		○		○	○	26
窒素含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		36
炭含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		36
リン酸イオン				○	○			○	○				○	○		12
塩素イオン				○				○					○			6
蒸発残留物				○	○			○	○				○	○		12
強熱残留物				○	○			○	○				○	○		12
強熱減量				○	○			○	○				○	○		12
MLVSS																0
※1 バラチオン、メチルバラチオン、メチルジエトン及びEPNIに限る。 ※2 その他の水銀化合物を含む。 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。																

※1 バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメチン及びEPNIに限る。 ※2 その他の水銀化合物を含む。 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

内訳－水質5

希望が丘浄化センター水質検査内訳

令和3年～5年度

項 目	4月／10月		5月／11月		6月／12月		7月／1月		8月／2月		9月／3月		5月	年 間	
	前 後		前 後		前 後		前 後		前 後		前 後		前	合 計	
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	ケー
カドミウム及びその化合物				○									○	2	1
シアン化合物				○									○	2	1
有機燐化合物 ※1				○									○	2	1
鉛及びその化合物				○									○	2	1
六価クロム化合物				○									○	2	1
砒素及びその化合物				○									○	2	1
水銀及びアルキル水銀 ※2				○									○	2	1
アルキル水銀化合物				○									○	2	1
ポリ塩化ビフェニル				○									○	2	1
トリクロロエチレン				○									○	2	1
テトラクロロエチレン				○									○	2	1
ジクロロメタン				○									○	2	1
四塩化炭素				○									○	2	1
1,2-ジクロロエタン				○									○	2	1
1,1-ジクロロエチレン				○									○	2	1
シス-1,2-ジクロロエチレン				○									○	2	1
1,1,1-トリクロロエタン				○									○	2	1
1,1,2-トリクロロエタン				○									○	2	1
1,3-ジクロロプロペン				○									○	2	1
チウラム				○									○	2	1
シマジン				○									○	2	1
チオベンカルブ				○									○	2	1
ベンゼン				○									○	2	1
セレン及びその化合物				○									○	2	1
ほう素及びその化合物				○										2	
ふっ素及びその化合物				○										2	
アンモニア性窒素			○	○			○	○			○	○		12	
亜硝酸性窒素			○	○			○	○			○	○		12	
硝酸性窒素			○	○			○	○			○	○		12	
有機性窒素 ※3			○	○			○	○			○	○		12	
1,4-ジオキサン				○									○	2	1
生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
化学的酸素要求量(COD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	
浮遊物質(SS)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
フェノール類含有量				○										2	
銅含有量				○										2	
亜鉛含有量				○										2	
溶解性鉄含有量				○										2	
溶解性マンガン含有量				○										2	
クロム含有量				○										2	
大腸菌群数		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26	
窒素含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
燐含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
リン酸イオン			○	○			○	○			○	○		12	
塩素イオン			○				○				○			6	
蒸発残留物			○	○			○	○			○	○		12	
強熱残留物			○	○			○	○			○	○		12	
強熱減量			○	○			○	○			○	○		12	
MLVSS														0	

※1 パラチオン、メチルパラチオン、マルジフン及びEPNに限る。 ※2 その他の水銀化合物を含む。 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

別表 2-5

対象施設：壬生野東部浄化センター

【水質試験業務】

施 設 別 の 試 験 項 目

試料名 項目	流入水	OD 槽 混合液	返送汚泥	最終沈殿槽	放流水
色相	○	○	○	○	○
臭気	○	○	○	○	○
水温	○	○	○	○	○
透視度	○			○	○
pH	○	○	○	○	○
残留塩素					○
SS		○	○		
SV		○	○		
SVI		○	○		
汚泥界面				○	
NH4				○	

内訳ー水質6

壬生野東部浄化センター水質検査内訳

令和3年～5年度

項 目	4月／10月		5月／11月		6月／12月		7月／1月		8月／2月		9月／3月		5月	年間合計
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	ヶキ	ヶキ
カドミウム及びその化合物													○	0 1
シアン化合物													○	0 1
有機燐化合物 ※1													○	0 1
鉛及びその化合物													○	0 1
六価クロム化合物													○	0 1
砒素及びその化合物													○	0 1
水銀及びアルキル水銀 ※2													○	0 1
アルキル水銀化合物													○	0 1
ポリ塩化ビフェニル													○	0 1
トリクロロエチレン													○	0 1
テトラクロロエチレン													○	0 1
ジクロロメタン													○	0 1
四塩化炭素													○	0 1
1,2-ジクロロエタン													○	0 1
1,1-ジクロロエチレン													○	0 1
シス-1,2-ジクロロエチレン													○	0 1
1,1,1-トリクロロエタン													○	0 1
1,1,2-トリクロロエタン													○	0 1
1,3-ジクロロプロペン													○	0 1
チウラム													○	0 1
シマジン													○	0 1
チオベンカルブ													○	0 1
ベンゼン													○	0 1
セレン及びその化合物													○	0 1
1,4-ジオキサン													○	0 1
ほう素及びその化合物														0
ふっ素及びその化合物														0
アンモニア性窒素			○	○			○	○			○	○		12
亜硝酸性窒素			○	○			○	○			○	○		12
硝酸性窒素			○	○			○	○			○	○		12
有機性窒素 ※3			○	○			○	○			○	○		12
生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24
化学的酸素要求量(COD)														0
浮遊物質(SS)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)														0
n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)														0
フェノール類含有量														0
銅含有量														0
亜鉛含有量														0
溶解性鉄含有量														0
溶解性マンガン含有量														0
クロム含有量														0
大腸菌群数		○	○	○		○		○		○		○		14
窒素含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24
炭含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24
リン酸イオン														0
塩素イオン														0
蒸発残留物														0
強熱残留物														0
強熱減量														0
MLVSS			○				○				○			6

※1 バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。 ※2 その他の水銀化合物を含む。 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

壬生野東部浄化センター水質検査内訳 (脱水ケーキ 肥料分析)

[illegible]

別紙 13 業務日誌、月報および年報の記載内容

受託者は、委託者に業務の報告を行うものとする。日誌については、受託者が日常的に作成しているものを、委託者は随時閲覧することができる。月報および年報については、受託者が作成したものを定期的に委託者に提出すること。委託者は、これらの報告を元に、受託者の事業実施状況を把握し、次の仕様を組み立てる際の判断材料とするものである。

業務日誌、月報および年報に記載すべき項目

(1) 業務日誌

記載事項

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1) 天候、気温、雨量 | (気象) |
| 2) 報告者 | (担当) |
| 3) 環境計測項目の結果(別表2-1～2-4参照) | (水質) |
| 4) 各処理運転フローにおける処理数量 | (処理状況) |
| 5) 各ユーティリティの数量 | (調達) |
| 6) 管理の指標としている諸元値 | (管理) |
| 7) 主要機器の運転記録 | (運転) |
| 8) その他記録・報告すべき事項 | (備考) |

様式は任意とする

(2) 業務月報

記載事項

- 1) 業務日誌に記載の事項
- 2) 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果
- 3) 事故・故障記録、対応報告
- 4) 点検管理結果報告
- 5) 第三者検査機関実施の水質分析値

様式は任意とする

(3) 業務年報

記載事項

- 1) 業務月報記載事項の月集計
- 2) 必要な報告事項、その他

様式は任意とする

(4) 通日試験報告

記載事項

- 1) 別紙12の環境計測事項および結果の分析・考察・評価等

様式は任意とする。

別紙 14 経費の負担

受託者が負担すべき経費は、以下のとおりとする。

- (1) 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (3) ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、台所用品等の什器及び消耗品
- (4) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器
- (5) 設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く。
- (6) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具器具
- (7) 電話・FAX等の通信機器の設置工事費及び維持費
- (8) 図表3に定める固定費（消耗品費）
- (9) 1件当たり30万円未満の修繕費

図表3 経費負担（固定費）

項 目	項 目
機械・電気部品費	Vベルト、グランドパッキン、電球など
水質試験用消耗品	メスシリンダー、三角フラスコなど
水質試験用薬品	試薬、校正液など
検知器，呼吸器	ガス検知器，空気呼吸器

別紙 15 委託費減額の計算方法

受託者による水質試験（放流水質仕様基準を満たしていない場合の追加の水質試験を含む）、法定検査により、放流水質仕様基準の未達が発生した場合は委託費の減額を、下記に示すとおり行う。

なお、30日以内に受託者より支払いが無い場合は、契約金額からその額を除いて精算するものとする。

ア 放流水質が仕様基準を満たしている場合、委託費の減額を行わない。

イ 放流水質が仕様基準を満たしていない場合、委託費を以下のとおり減額する。

違約金＝（当該年度業務委託契約額－a）× b／c × 違反日数

a：当該年度水質分析，修繕，消耗品相当額（設計額）

b：違反対象施設の契約金額割合

上野新都市浄化センター ： 39／100

上野新都市産業汚水処理施設 ： 4／100

柘植浄化センター ： 40／100

せせらぎ浄化センター ： 15／100

希望ヶ丘浄化センター ： 21／100

壬生野東部浄化センター ： 31／100

島ヶ原浄化センター ： 35／100

c：当該年度暦日数

※税抜金額で算出し、消費税等相当額を課税して算出。

別紙 16 保険

受託者は、あらかじめ次に定める保険に加入しなければならない。

加入する保険

受託者は、自らの費用で事業期間中、以下の補償限度額を条件とする第三者賠償保険の付保を行うこと。

- ・対人：一人一億円以上、一事故当たり 10 億円以上
- ・対物：一事故あたり 1 億円以上

別紙 17 責任範囲

リスク分担表

区分	リスクの種類		摘要	負担者	
				委託者	受託者
共通	制度変更 リスク	法令変更	本委託に直接関係する法令の変更	○	
			広く一般に適用される法令の変更		○
		税制変更	本委託に関する新税の成立、税制変更（法人税除く）	○	
			法人税の変更		○
		許認可	受託者が取得すべき許認可		○
	社会 リスク	住民対策	施設そのものに関する住民対策	○	
			受託者が実施する業務に関する住民対策		○
		第三者 賠償責任	委託者の指示、貸与品の性状等、委託者の帰責事由により第3者に与えた損害	○	
			本委託を履行するにあたり、通常避けることができない騒音、振動、悪臭等に起因して第三者に与えた損害	○	
			受託者が行なう業務の不備により第三者に与えた損害		○
			不可抗力により第三者に与えた損害	注 1	
		債務不履行 リスク	本契約の 解除	受託者の債務不履行によるもの	
	委託者の債務不履行によるもの			○	
	不可抗力リスク		不可抗力による受託者の損害	○	
運転 管理	処理水質に関する 法定基準の未達 リスク		委託者の指示に基づく運転方法の変更等や有害物質の流入等の不可抗力によるもの	○	
			受託者の帰責事由による法定基準の未達		○ （委託料減額）
	脱水汚泥の含水率に関する 要求水準の未達リスク		脱水汚泥の含水率の年間平均値が基準値を超過した場合		○
保守 点検 及び 修繕	修繕費 の増大 リスク	1 件あたり 30 万円 （税込）以下の修繕業 務又は当該修繕の不 備による瑕疵の修繕	修繕を要する原因が委託者の帰責事由によることが明らかな場合	○	
			不可抗力又は法令の変更によることが明らかな場合	○	
			上記以外の場合		○
その他	物品の盗難・紛失リスク		受託者の管理の不手際による物品の盗難・紛失		○
			上記以外によるもの	○	
	使用許可物の使用に よる損害リスク				○

注 1 協議の上決定する。

別紙 18 遵守すべき関連法令、条例等

受託者は業務実施にあたり、関連する環境法令、条例等を遵守しなければならない。どのような法令・条例の遵守が必要かの判断については、受託者の責任で行うこと。

業務実施にあたり遵守すべき環境法令、条例等

- ①下水道法
- ②環境基本法
- ③水質汚濁防止法
- ④労働基準法
- ⑤労働安全衛生法
- ⑥職業安定法
- ⑦労働者災害補償保険法
- ⑧廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- ⑨大気汚染防止法
- ⑩騒音規制法
- ⑪振動規制法
- ⑫悪臭防止法
- ⑬建築基準法
- ⑭電気事業法
- ⑮高圧ガス保安法
- ⑯ガス事業法
- ⑰地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑱エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
 - ・伊賀市下水道条例
 - ・伊賀市公共下水道管理規則
 - ・伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例
- ⑲その他関連法令等